

加古川市 電動式生ごみ処理機購入補助金・

生ごみ処理容器購入補助金のお知らせ

令和6年度版

加古川市では、生ごみの減量を目的として、市民や市内事業者による生ごみの自家処理を促進するため、電動式生ごみ処理機や生ごみ処理容器を購入した方に補助金を交付します。

●補助対象者

以下の要件をすべて満たす市民、あるいは市内事業者の方が対象となります。

- (1) 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記載されている個人で世帯主の方。
または、市内で事業を営む法人及び個人事業主。
- (2) 自己の責任において処理機等を設置し、適正に維持管理できる方。
- (3) 堆肥等のできる機種については、自ら適正に堆肥等を処理できる方。
- (4) 市税を滞納していない方。
- (5) 5年度以内（平成31（令和元年）4月1日から令和6年3月31日までの間）に、
電動式生ごみ処理機及び生ごみ処理容器購入に関する補助金を受けていない方。

※新たに住民となった方が転入日前日までに、事業所においては市内で事業を開始した日の前日までに購入した処理機は、補助の対象外です。

※補助対象台数は、電動式生ごみ処理機については1世帯または1事業所当たり1台、生ごみ処理容器については1世帯または1事業所当たり1基までです。

●補助対象処理機（メーカー・購入店舗の指定なし。※ただし、中古品は補助対象外です。）

【電動式生ごみ処理機】温風乾燥型及びバイオ発酵（微生物分解等）型の電動式の処理機

※生ごみ処理機器の種類や特性等については、取扱店（販売店）へ直接お問い合わせください。

【生ごみ処理容器】ボカシ容器やコンポスターなど

●申請期間

令和6年4月1日（月）～ 令和7年3月31日（月）

※購入後6か月以内かつ、3月31日（月）までに申請してください。

※予算に限りがありますので、購入前に環境政策課に確認してください。

●受付場所

各市民センター・東加古川市民総合サービスプラザ、環境政策課（市役所新館7階）

●補助金額

処理機等本体の購入金額（消耗品・消費税・運搬費・設置工事費等を除く）の2分の1以内で、電動式生ごみ処理機については上限 30,000 円です。ただし、1,000 円未満の端数は切り捨てます。生ごみ処理容器については上限 5,000 円です。ただし、100 円未満の端数は切り捨てます。

※ポイント等の特典による支払い分は対象となりません。

●申請に必要な書類

1	申請書類	各受付場所及び市ホームページにあります ① 補助金交付申請書（個人用の申請書と事業者用の申請書は別の様式です） ② 補助金請求書（個人用、事業者用ともに共通の様式です） ③ 市税確認承諾書（個人用、事業者用ともに共通の様式です）
2	製品保証書	製造者が発行したもので、購入者の住所氏名等が記載されているもの ただし、生ごみ処理容器で保証書が無い場合に限っては、取扱説明書のコピーを添付してください
3	領収書等	購入者名（フルネーム）、支払内容の内訳、購入日、購入店名が明記されているもの 適格請求書が発行できる場合は、添付ください <u>※インターネット・通信販売等で購入される場合は、領収書の発行ができるかどうかを事前に必ずご確認ください。領収書がない場合は申請できませんのでご注意ください。</u>
4	補助金振込先の通帳等の写し	口座名義人（フリガナ）、金融機関名及び支店名、種別、口座番号が記載されている部分

お問合せ先：加古川市環境部環境政策課

〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000

TEL 079-426-5440 FAX 079-422-9569

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）、午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分